

総務省令第二十四号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百二十五号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「第七条の四の二第二項第三号ロ及び第八号ロ」を「第七条の四の二第二項第五号ロ及び第十二号ロ」に改める。

第二条第五項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規

則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条第五項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第二条の二第五項中「第二条の三の六第七項若しくは第八項」を「第二条の三の六第九項若しくは第十項」に改め、同条第七項中「前条第二項の表の〔三〕の上欄」を「前条第四項の表の〔三〕の上欄」に改める。

第二条の三第三項中「第二条の三の六第七項若しくは第八項」を「第二条の三の六第九項若しくは第十項」に改める。

第二条の三の六第八項を同条第十項とし、同条第七項中「当該申告書」を「当該公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「申告書に」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申

告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

第二条の五の二第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条の五の二第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第三条第一項の表（七）中「第五十三条第三十八項及び第三十九項」を「第五十三条第四十項及び第四十一項」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、

当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第三条の二の見出しを「（政令第九条の六の二第一項等の割合等）」に改め、同条第一項中「第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令」を「第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ及び第二号中「政令」の下に「第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに」を加え、同条第四項中「、法第五十三条第二十四項を」、法第五十三条第二十六項」に改め、同項第一号中「第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号」を「第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改める。

第三条の二の二第二項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同項第三号中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第三条の三（見出しを含む。）中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第四十項」に改める。

第三条の三の二（見出しを含む。）中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第四十一項」に改める。

第五条第一項の表(一)中「、第九項及び第十項(」を「から第十項まで(これらの規定を」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項」に、「」並びに」を「」及び」に、「これに」を「これらの申告書に」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第五条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。)の電子署名を含む。以下この項において同じ。)を行い」とする。

第七条の二の九中「小売計」のうち「年間商品販売額」の」の下に「表側「計」の」を、「欄の額から」の下に「、同表の表頭「六〇」その他の小売」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と」を加え、「及び同表」を「、同表」に改め、「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額」の下に「及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販

売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額

、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額との合計額」を加え、同条第二号中「、次条第二号及び第七条の二の十二ただし書」を「及び次条第二号」に改める。

第七条の二の十中「六八一 土地売買業」、「六九一二 土地賃貸業」及び「六八一 建物売買業」、土地売買業」、「六九一 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」、「」に改め、「貸間業」の下に「及び「六九四 不動産管理業」を加え、「七九一 旅行業」及び「七九一 旅行業」、「七九五 火葬・墓地管理業」、「」に改め、「競技団」の下に「及び「八〇九六 娯楽に附帯するサービス業」」を、

「学習支援業」の欄の額」の下に「から「八二一六 社会通信教育」の欄の額を控除した額」を加え、「と当該産業別集計のうち医療、福祉に関する集計第二表（産業（細分類）、経営組織（四区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、医療、福祉の事業区分別収入額及び医療、福祉の相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数（経営組織）」のうち「（医療、福祉の相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「P 医療、福祉」の欄の額から「八五一 社会保険事業団体」の欄の額を控除した額との合計額」を削る。

第七条の二の十二を次のように改める。

第七条の二の十二 削除

第七条の二の十三中「及び第三号」を削り、「並びに第七条の二の十ただし書」を「及び第七条の二の十ただし書」に改める。

第七条の三の四第一項中「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」の下に「、同項第二号の三に掲げる事業」を加える。

第八条の二の次に次の二条を加える。

(政令第三十九条の九第四号の総務省令で定める者)

第八条の二の二 政令第三十九条の九第四号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこ製造者（同法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。）とみなされる者

二 政令第三十九条の九第三号に規定する加熱式たばこの喫煙用具を同号に規定する者又は前号に掲げる者から委託を受けて製造した者

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第八条の二の三 法第七十四条の四第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。） 当該加熱式たばこに巻かれた紙及

び葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。

）が充填されている容器

二 法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式た

ばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

第八条の二十五第一項中「とは、」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に改め、同条第二項中「により」の下に「前年度末までに」を加え、「最近の国勢調査」を「国勢調査のうち最近のもの」に、「この条」を「この項及び次項」に改める。

第八条の三十二第一項第七号イ中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第十条第四項中「（平成十五年総務省令第四十八号）」を削り、「であつて」を「であつて」に改め、「

もの」の下に「（次項において「指定法人」という。）」を加え、「」とする」を「」と、同条第二項中「電子署名を行い」とあるのは「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする」に改める。

第十条の二第四項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条の二第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第十条の二の六の見出しを「（政令第四十八条の十二の二第一項等の割合等）」に改め、同条第一項中「

第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する総務省令」を「第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ及び第二号中「政令」の下に「第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに」を加え、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改める。

第十条の二の七第二項中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第十条の四第一項中「堺市の区域」の下に「、守口市の区域、門真市の区域」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 政令第四十九条の五第四項の表第一号に規定する総務省令で定める区域は、守口市の区域及び門真市の区域とする。

第十条の七の三第七項第二号中「事業」の下に「（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）」を、「通じた入所者」の下に「（介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス（以下この号において「介護保健施設サービス」という。

）を受けた者に限る。」を、「施設介護」の下に「（介護保健施設サービスに限る。）」を、「算定した費用」の下に「（介護保健施設サービスに要したものに限る。）」を、「掲げる費用」の下に「（介護保健施設サービスに要したものに限る。）」を加え、「同法第四十八条第一項第二号に掲げる」を削り、「以下この項」を「次号及び第四号」に改め、「係る」の下に「介護老人保健施設」を加え、同項第三号及び第四号中「係る」の下に「介護老人保健施設」を加え、同項に次の三号を加える。

五 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療

院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

六 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

七 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

第十一条第三項中「第二条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、同項第一号及び第二号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請

等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十四条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第十五条の六の三を第十五条の六の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第四百七条第五号の者）

第十五条の六の三 法第四百七条第五号に規定する総務省令で定める者は、精神の機能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十六条の二の見出しを「（卸売販売業者等が徴する書類）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八条の二の規定は、法第四百六十五条第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する書類について準用する。

第十六条の二の二を次のように改める。

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第十六条の二の二 法第四百六十七条第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。） 当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）が充填されている容器

二 法第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式たばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

第十六条の五の五第一項第一号中「、第二項又は第三項」を「又は第二項」に改める。

第二十四条の五の二第三号及び第四号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第五号中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に、「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第二十四条の二十二中「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」に改める。

第二十四条の二十九第二項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の二十九第二項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第二十四条の二十九第三項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の二十九第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）

）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第二十四条の三十の次に次の三条を加える。

（法第七百三条の四第六項ただし書及び第八項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の二 法第七百三条の四第六項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第八項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の基礎課税額」という。）が同条第六項に規定する基礎課税限度額（次項において「基礎課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の基礎課税額（当該補正前の国民健康保険税の基礎課

税額が基礎課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の基礎課税額を基礎課税限度額として計算した基礎課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第三項の標準基礎課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（法第七百三条の四第十五項ただし書及び第十六項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の三 法第七百三条の四第十五項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第十六項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額」という。）が同条第十五項に規定する後期高齢者支援金等課税限度額（次項において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて

得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（当該補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額が後期高齢者支援金等課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額を後期高齢者支援金等課税限度額として計算した後期高齢者支援金等課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第十二項の標準後期高齢者支援金等課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（法第七百三条の四第二十三項ただし書及び第二十四項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）
第二十四条の三十の四 法第七百三条の四第二十三項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第二十四項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の介

「介護納付金課税額」という。）が同条第二十三項に規定する介護納付金課税限度額（次項において「介護納付金課税限度額」という。）を上回る世帯に属する介護納付金課税被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額が介護納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の介護納付金課税額を介護納付金課税限度額として計算した介護納付金課税額）の総額のうち介護納付金課税被保険者に係る所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十項の標準介護納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

附則第二条の四に次の一項を加える。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の(三)の上欄に掲げる通知書を送付する地方団体の長は、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行

うことができる。

一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該通知書を書面等により送付するときに記載すべきこととされている事項を送信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法附則第七条第五項及び第十二項に規定する市町村長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されること。

附則第三条の二の十九中「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅）

第三条の二の二十一 政令附則第九条の四に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅

とする。

附則第三条の二の十八の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設）

第三条の二の十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未
利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当
する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報
告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再
生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路
、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とす
る。

附則第四条の三の二を次のように改める。

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度及び平成三十一年度における第八条の二十五第一項及び第二項の規定（第八条の二十三第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第八条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して

		第二項			
<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が</p>	<p>により前年度末までに</p>	<p>国勢調査のうち最近のもの</p>	<p>当該人口をいう。以下この項及び次</p>	<p>項</p>	<p>常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>
<p>特例昼間人口（</p>	<p>により</p>	<p>平成二十二年の国勢調査</p>	<p>従業地、通学地による人口に特例率</p>	<p>を乗じて得た人口をいう。以下この</p>	<p>特例人口</p>
<p>得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p>					

<p>昼間人口から常住人口</p>	<p>特例昼間人口から特例人口</p>
<p>同項の人口</p>	<p>特例人口</p>

附則第四条の四第二項中「第四十一条第一項第十号ロ」を「第四十一条第一項第十号」に改め、同条第三項第一号中「細目告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条から附則第四条の六までにおいて「旧細目告示」という。）」に改め、同条第四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第九項中「第四十一条第一項第三号ロ」を「第四十一条第一項第三号」に改め、同条第十項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項中「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改め、同条第十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号

の表のハ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十五項中「第四十一条第一項第三号口」を「第四十一条第一項第三号」に改め、同条第十六項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十七項中「第四十一条第一項第七号口」を「第四十一条第一項第七号」に改め、同条第十八項及び第十九項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。

附則第四条の五第一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表の口からニまで」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(3)」を「第四

十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ及び同条第六項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第九項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号ロ及び同条第十四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十九項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十

一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表のハ」に改め、同号口及び同条第二十二項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号口の表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号口中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。

附則第四条の六第三項から第十二項までの規定中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。

附則第四条の六の二第七項中「及び衝突被害軽減制動制御装置」を「衝突被害軽減制動制御装置」に、「第十三項及び第十四項」を「以下この条」に、「を搭載」を「又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を搭載」に改め、同条第十項中「車

両安定性制御装置」を「衝突被害軽減制動制御装置」に、「第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）」を「第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準」に改め、同条第十一項中「衝突被害軽減制動制御装置」を「車線逸脱警報装置」に、「第十五条第七項」を「第六十七条の二」に、「第九十三条第八項」を「第四百五条の二」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十二条の二の四第十三項」を「第十二条の二の四第十四項」に改め、同項第一号ハ中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に改め、同項第三号中「から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合」を「から第十三項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「同条第九項第二号及び第三号、第十項第一号及び第二号並びに第十一項第三号及び第四号」を「同条第九項第三号及び第四号、第十項、第十一項、第十二項第三号及び第四号並びに第十三項（バス等を除く。）」に改め、同号イ中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二条の二の四第十二項」を「第十二条の二の四第十三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「されている自動車」を「されているもの」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を削り、同条第十四項中「第十二条の二の四第十一項」を「第十二条の二の四第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「

第十二条の二の四第十項」を「第十二条の二の四第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十二条の二の四第九項第二号」を「第十二条の二の四第九項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 法附則第十二条の二の四第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

附則第四条の六の二第十一項の次に次の一項を加える。

12 法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

附則第五条の二第二項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土

交通省告示第五百二十八号)による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「旧細目告示」という。)」に改め、同項第二号中「細目告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「細目告示」という。)」に改め、同条第二項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第四項中「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に改め、同条第五項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「(1)の窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(2)窒素酸化物の欄」を「(2)の窒素酸化物の欄」に改め、同項第三号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(3)窒素酸化物の欄」を「(3)の窒素酸化物の欄」に改め、同条第七項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第九項中「第四十一条第一項第十一号ロ」を「第四十一条第一項第十一号」に改め、同条第十項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「イの窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)」を「第四十一条第一項第三号の表のロ」に、「(2)窒素酸化物の欄」を「ロの窒素酸化物の欄」に改め、同項第三号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条

第一項第三号の表のハ」に、「(3)窒素酸化物の欄」を「ハの窒素酸化物の欄」に改め、同条第十四項中「第四十一条第一項第七号ロ」を「第四十一条第一項第七号」に改める。

附則第六条第十二項中「、バーク処理装置」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第三号」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第二項第五号」を「附則第十五条第二項第四号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十五条第二項第六号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、「の処理施設」の下に「(法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に限る。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等のうち、廃石綿又は石綿が付着しているものとする。

附則第六条第十八項中「附則第十五条第二項第七号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、「、バーク

ク処理装置」を削り、同条第二十三項中「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」に改め、同条第三十三項第二号イを削り、同号ロ中「海上運送法施行規則」の下に「(昭和二十四年運輸省令第四十九号)」を加え、「(ハ)」を「(ロ)」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同条第四十八項第三号中「含む。」の下に「のうち租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が新設したものの」を加える。

附則第六条中第七十七項を第八十三項とし、第七十三項から第七十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第七十二項中「設定されるもの」の下に「(当該土地の所有者が同項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。)」を加え、同項を同条第七十八項とし、同条第六十二項から第七十一項までを六項ずつ繰り下げ、同条第六十一項を削り、同条第六十項中「規定する特定鉄道等施設」の下に「(次項において「特定鉄道等施設」という。)」を加え、同項を同条第六十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

67 法附則第十五条第三十四項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設

の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区における特定鉄道等施設 橋りょう（ロッキン
グ橋脚を有するものに限る。）のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸
局長の証明がされたもの

二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計
画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画に定められた緊急輸送道路と交差し又は隣
接して並走する線区における特定鉄道等施設 橋りょう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する
工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

附則第六条第五十九項を同条第六十五項とし、同項の前に次の六項を加える。

- 59 法附則第十五条第三十二項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 60 法附則第十五条第三十二項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。
- 61 法附則第十五条第三十二項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。
- 62 法附則第十五条第三十二項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

63 法附則第十五条第三十二項第一号ホに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

64 法附則第十五条第三十二項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

附則第六条第五十八項を削り、同条第五十七項を同条第五十八項とし、同条第五十六項を同条第五十七項とし、同条第五十五項を同条第五十六項とし、同条第五十四項に次の三号を加える。

四 防災用倉庫

五 防災用ベンチ

六 非常用電源設備

附則第六条第五十四項を同条第五十五項とし、同項の前に次の一項を加える。

54 法附則第十五条第二十九項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

附則第六条に次の九項を加える。

84 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

85 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
- イ その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額
- ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

86 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次

の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

87 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

- 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
 - 二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
 - 三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。
- 88 政令附則第十一条第四十五項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

- 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
- 二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
- 三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

89 政令附則第十一条第四十五項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

- 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
 - 二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
 - 三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。
- 90 政令附則第十一条第四十五項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

- 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
 - 二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
 - 三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。）に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。
- 91 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十七項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

92 政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。

附則第七条第一項中「（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を削り、「同条第二十項（同条第二十四項）を「同条第十一項（同条第十五項）」に、「同条第二十二項」を「同条第十三項」に、「同条第二十八項」を「同条第十九項」に、「同条第三十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第三十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第四十項」を「同条第三十一項」に、「同条第四十三項」を「同条第三十四項」に、「同条第四十七項」を「同条第三十八項」に、「同条第五十項」を「同条第四十一項」に、「同条第五十三項」を「同条第四十四項」に、「同条第五十四項及び第五十五項」を「同条第四十五項及び第四十六項」に改め、同条第二項中「第二十項第一号ロ」を「第十一項第一号ロ」に、「第二十二項第一号ロ」を「第十三項第一号ロ」に、「第二十八項第一号イ」を「第十九項第一号イ」に、「第三十三項、第三十六項、

第四十項、第四十三項、第四十七項第一号イ」を「第二十四項、第二十七項、第三十一項、第三十四項、第三十八項第一号イ」に、「第五十項、第五十三項、第五十四項第一号ロ」を「第四十一項、第四十四項、第四十五項第一号ロ」に、「第五十五項第一号ロ」を「第四十六項第一号ロ」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第十二条第二十一項第一号イ」を「附則第十二条第十二項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十二条第二十一項第一号ロ」を「附則第十二条第十二項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十二条第二十七項第三号」を「附則第十二条第十八項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同項第二号イ中「附則第十二条第三十項第一号」を「附則第十二条第二十一項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第三十項第二号」を「附則第十二条第二十一項第二号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第三十項第三号」を「附則第十二条第二十一項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第二十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第三号中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項第四号

中「附則第十二条第三十八項」を「附則第十二条第二十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「前二項」を「第八項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十二条第二十六項」を「附則第十二条第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項の表政令附則第十二条第一項第八号の項中「附則第十二条第一項第三号」を「附則第十二条第一項第四号」に改め、同表政令附則第十二条第一項第十号の項及び政令附則第十二条第一項第十二条第一項第十四号の項中「附則第十二条第一項第十四号」を「附則第十二条第一項第十二号」に、「同項第十三号」を「同項第十一号」に改め、同表政令附則第十二条第七項第二号の項及び政令附則第十二条第十三項第二号の項を削り、同表政令附則第十二条第二十一項第二号口の項中「附則第十二条第二十一項第二号口」を「附則第十二条第十二項第二号口」に、「第二十三項」を「第十四項」に改め、同表政令附則第十二条第二十二項第一号口の項中「附則第十二条第二十二項第一号口」を「附則第十二条第十三項第一号口」に、「附則第十二条第十三号」を「附則第十二条第一項第十一号」に改め、同表政令附則第十二条第二十七項第三号の項中「附則第十二条第二十七項第三号」を「附則第十二条第十八項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第一号口の項中「附則第十二条第二十八項

十二条第四十七項第二号ロ」を「附則第十二条第三十八項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十二項第二号の項中「附則第十二条第五十二項第二号」を「附則第十二条第四十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十三項の項中「附則第十二条第五十三項」を「附則第十二条第四十四項」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第一号ハの項中「附則第十二条第五十四項第一号ハ」を「附則第十二条第四十五項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号ロ」を「附則第十二条第四十五項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十四項第二号ハの項中「附則第十二条第五十四項第二号ハ」を「附則第十二条第四十六項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第二号ロの項中「附則第十二条第五十五項第二号ロ」を「附則第十二条第四十六項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十五項第二号ハの項中「附則第十二条第五十五項第二号ハ」を「附則第十二条第四十六項第二号ハ」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(法附則第十五条の十一の総務省令で定めるところにより証明がされた家屋)

第七条の二 法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し及び文部科学大臣が総務大臣と協議して定める主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用がある旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

附則第八条の三の四第一項中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）」に改め、同条第二項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三項中「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に

改め、同条第四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「(1)の窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「細目告示」を「旧細目告示」に、「(4)窒素酸化物の欄」を「(4)の窒素酸化物の欄」に改め、同条第九項中「細目告示第四十一条第一項第十一号ロ」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（第十一項において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号」に改め、同条第十項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に、「(1)窒素酸化物の欄」を「イの窒素酸化物の欄」に改め、同項第二号中「第四十一条第一項第三号ロの表の(4)」を「第四十一条第一項第三号の表のニ」に、「(4)窒素酸化物の欄」を「ニの窒素酸化物の欄」に改める。

附則第二十二條の四及び附則第二十四條の二を削る。

第六号様式の表を次のように改める。

第六号様式 (別添①) 挿入

第七号様式の表を次のように改める。

第七号様式 (別添②) 挿入

第十六号様式別表一記載要領4中「については重量」の次に「(加熱式たばこの場合には、法第74条の4第3項第2号に規定する加熱式たばこの重量とする。)」を加え、同表記載要領5中「紙巻たばこ以外の」を「法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる」に、「本数」を「紙巻たばこの本数」に改め、「もの」の次に「とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。』を加える。

第十六号様式別表二記載要領4、第十六号の二様式記載要領4、同様式別表一記載要領4、同様式別表二記載要領4及び同様式別表三記載要領4中「と紙巻たばこ以外の」を「、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる」に改め、「もの」の次に「及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数」を加える。

第十六号の五様式記載要領5中「については重量」の次に「(加熱式たばこの場合には、法第74条の4第3項第2号に規定する加熱式たばこの重量とする。)」を加え、同様式記載要領6中「紙巻たばこ以外の」を「法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる」に、「本数」を「紙巻たばこの本数」に改め、「もの」の次に「とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする

。」を加える。

第十六号の六様式の表中「地方税法において準用する国税犯則取締法」を「法第22条の28第1項」に改める。

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 (別添③) 挿入

第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。

業種	略称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化

業種	略称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁船
	漁船以外の船舶
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自衛隊

法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両	軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等 林 業 等	農 林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業 生コンクリート製造業 電 気 供 給 業 鉱 物 の 掘 採 事 業 と び ・ 土 工 事 業 鉱さいバラス製造業 港 湾 運 送 業 倉 庫 業 貨物利用運送事業等 航空運送サービス業	セ 生 電 鉱 土 と 鉱 港 倉 貨 空

廃棄物処理事業	廃
木材加工業	木加
木材市場業	木市
堆肥製造業	肥
炭道事業	炭

第十六号の二十五様式の表、第十六号の二十八様式の表及び第十六号の二十九様式の表中「国税改正法（地方税法において適用する場合を含む。）若しくは」を「国税通則法、」に改め、「特別とん税法において適用する場合を含む。）」の次に「若しくは地方税法」を加え、「（料料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第十七号様式別表を次のように改める。

第十七号様式別表（別添④）挿入

第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表（別添⑤）挿入

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条の五の五第一項第一号の改正規定 平成三十年六月十五日

二 第八条の二の次に二条を加える改正規定並びに第十六条の二、第十六条の二の二、第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第四条、第五条、第八条及び第九条の規定 平成三十年十月一日

三 第一条の十の改正規定、附則第二条の四に一項を加える改正規定並びに第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第二項及び附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第三項、第四項」の下に「第五項」を加え

、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に改める部分に限る。」に限る。）

平成三十一年一月一日

四 附則第六条に九項を加える改正規定（同条第八十六項から第九十一項までに係る部分に限る。）及び附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。」の下に「、第十一条第四十六項」を加える部分に限る。）に限る。） 生産性向上特別措置法

（平成三十年法律第 号）の施行の日

五 附則第三条の二の十八の次に一条を加える改正規定及び附則第六条に九項を加える改正規定（同条第九十二項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第

号）の施行の日

六 第十五条の六の三を第十五条の六の四とし、同条の前に一条を加える改正規定 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第 号

）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 附則第四条の四第十一項、第四条の六の二第十七項第一号ハ、第五条の二第四項及び第八条の三の四第三項の改正規定 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三の六第六項及び第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する新規則第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書について適用する。

2 新規則第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、平成三十一年度分以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 新規則第七条の二の九、第七条の二の十、第七条の二の十二及び第七条の二の十三の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前行われた地方消費税の清算については、

なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則（以下「三十年十月新規則」という。）第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式は、同条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）による改正前の地方税法施行規則第四十八号の二様式別表記載要領4中「と紙巻たばこ以外の」を、「、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる」に改め、「もの」の次に「及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数」を加える。

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第十条

第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第十条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。

次項において同じ。）又は同条第二項に規定する小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に地方税法施行規則（以下「規則」という。）第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第十条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき三十年十月新規則第十六号の五様式による書類中「納税の控除又は還付を受けるようとする製造たばこ」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第十条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第七条 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者（施行日の前日において社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を実施していた病院又は病床を有する診療所の開設者のうち、平成三十六年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床を介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）附則第二条に規定する転換（次項において「転換」という。）を行って介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じた新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する入所者（次項において「入所者」という。）の総延数が零であるものに限る。）に対する新規則第十条の七の三第七項第五号から第七号までの規定の適用については、同項第五号中「の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延

数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額診療患者の割合」という。）」と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者

の割合」とあるのは「無料又は低額診療患者の割合」とする。

2 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者（施行日の前日において社会福祉法第二十条第三項第十号に掲げる事業を実施していた介護老人保健施設（病院又は病床を有する診療所の開設者が平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床の転換を行って開設したものに限り。）の開設者のうち、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じた入所者の総延数が零であるものに限り。）に対する新規則第十条の七の三第七項第二号及び第五号から第七号までの規定の適用については、同項第二号中「以下この号」とあるのは「以下この項」と、同項第五号中「前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限り。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限り。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限り。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げ

る費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）とあるのは「のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第七条第二項の規定の適用を受けるものの前事業年度を通じてた入所者（介護保健施設サービスを受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護保健施設サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。）と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」とあるのは「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とする。

3 新規則附則第六条第十二項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第十二項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する除害施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十八項に規定する除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第三十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する国際船舶に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十三項に規定する国際船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第四十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第四十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第六十七項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する鉄道施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第六十一項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新規則附則第六条第七十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する土地に対して課すべき固定資産税又は都市計画税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第七十二項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

9 平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された改正法附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「政令附則第三十三条の二」とあるのは、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）附則第八条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の政令附則第三十三条の二」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第八条 三十年十月新規則第十六号の五様式は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる
地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「
売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行わ
れた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであつた市町村たばこ税については、なお
従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第九条 改正法附則第二十三条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号
様式によるものとする。

2 改正法附則第二十三条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をい
う。次項において同じ。）又は同条第二項に規定する小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴
収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付
するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第二十三条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について

、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき三十年十月新規則第十六号の五様式による書類中「箇條の箇中」の「箇條の箇中」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十三条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（事業所税に関する経過措置）

第十条 新規則第二十四条の二十二の規定は、同条に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）において行う事業に対して課すべき事業所税について適用し、旧規則第二十四条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第十一条 地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第二項の項中「の特例人口」を「特例昼間人口（」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項」を「第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項」に、「第三十四項及び第三十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、「第三項、第四項」の下に「、第五項」を加え、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に、「第九条第十八項」を「第九条第十七項」に改め、「第十五条の十第二項」の下に「、第十五条の十一第二項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。」の下に「、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第二項」を、「第四十八条の九の十九第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」の下に「、第四十八条の十二の二第二項、第四十八条の十二の三第二項」を加え、「第五十二条の十三

の二第二項」を「第五十二条の十三の二第四項、第五十二条の十三の三第五項、第五十二条の十三の四第一項」に改め、「附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。」の下に「、第十一条第四十六項」を加え、「、第十二条第九項」を削り、別表地方税法施行規則の項中「附則第六条第二十五項」を「附則第六条第二十八項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十三条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則附則第二十四条の二の見出しを改め、同条を附則第二十五条とする改正規定を削る。